租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合する既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約とする。

一　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。

二　建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の給水管若しくは配水管に隠れた瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に隠れた瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第三項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を**填**補するものであること。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

地方税法施行規則第七条の七に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の二十七の二第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した耐震基準不適合既存住宅（同項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。）であってその取得の日以後に同項に規定する耐震改修が行われたもの（以下「耐震改修住宅」という。）が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十七条の十八第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十三年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が平成十七年国土交通省告示第三百八十五号別表の書式により証する書類（当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日以後六月以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限る。）

二　耐震改修住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し（当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日以後六月以内に評価されたもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2―1の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）

三　耐震改修住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日以後六月以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

イ　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。

ロ　既存住宅の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に隠れた瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。以下同じ。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる損害を**填**補するものであること。

(1)　宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第三項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が売主である場合　既存住宅売買瑕疵担保責任（既存住宅の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

(2)　宅地建物取引業者以外の者が売主である場合　既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（既存住宅の構造耐力上主要な部分に隠れた瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を**填**補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十八号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第九項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする者が取得した同項に規定する要耐震改修住宅用家屋であってその取得の日以後に同項に規定する耐震改修（以下「耐震改修という。）を行うもの（以下単に「要耐震改修住宅用家屋」という。）につき耐震改修を行い、当該耐震改修後の要耐震改修住宅用家屋が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨の証明を受けるために建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関に対して提出する別表1の書式による申請書（要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、同表の書式による仮申請書）

二　要耐震改修住宅用家屋に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五条第一項に規定する建設住宅性能評価申請書（要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、別表2の書式による仮申請書）（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2―1の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）について建設住宅性能評価を希望するものに限る。）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。